

議案第 4 号

君津市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

君津市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 8 月 1 0 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

久保保育園、上湯江保育園及び常代保育園を統合し、新たに本市の基幹保育園を設置するため、君津市保育園の設置及び管理に関する条例（平成 1 0 年君津市条例第 1 4 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

君津市保育園の設置及び管理に関する条例（平成10年君津市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中「保育する」の次に「ほか、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業（以下「子育て支援拠点事業」という。）を実施する」を加え、「児童福祉法（昭和22年法律第164号）」を「同法」に改める。

第4条中「子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条」を「児童福祉法第24条第1項」に改める。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（子育て支援拠点事業を実施するために必要な事項）

第8条 子育て支援拠点事業の内容、対象者その他子育て支援拠点事業を実施するために必要な事項は、市長が別に定める。

「

別表中	君津市立久保保育園	君津市台2丁目15番16号
	君津市立上湯江保育園	君津市上湯江1, 716番地の1
	君津市立常代保育園	君津市常代2丁目15番1号

」

「

を

君津市立みふねの里保育園	君津市貞元323番地1
--------------	-------------

 に改

」

め、同表に次のように加える。

備考 子育て支援拠点事業を実施する保育園は、次に掲げる保育園とする。

(1) 君津市立みふねの里保育園

(2) 君津市立小櫃保育園

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、公布の

日から施行する。

（君津市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の廃止）

- 2 君津市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例（平成21年君津市条例第3号）は、廃止する。

君津市保育園の設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正案	現 行																
<p>(設置)</p> <p>第2条 市は、保育を必要とする子ども（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）を保育するほか、<u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業（以下「子育て支援拠点事業」という。）を実施するため、同法</u> <u>第35条第3項の規定により、</u> 保育園を設置する。</p> <p>(入園の要件)</p> <p>第4条 保育園に入園できる子どもは、<u>児童福祉法第24条第1項</u> <u>の規定に該当する子ども</u> とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p><u>(子育て支援拠点事業を実施するために必要な事項)</u></p> <p>第8条 <u>子育て支援拠点事業の内容、対象者その他子育て支援拠点事業を実施するために必要な事項は、市長が別に定める。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第9条 省略</p> <p>別表（第3条）</p> <table border="1" data-bbox="203 1193 1126 1433"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>君津市立みふねの里保育園</td> <td>君津市貞元323番地1</td> </tr> <tr> <td>君津市立中保育園</td> <td>君津市中島252番地の1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	君津市立みふねの里保育園	君津市貞元323番地1	君津市立中保育園	君津市中島252番地の1	<p>(設置)</p> <p>第2条 市は、保育を必要とする子ども（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）を保育する_____ _____ _____ため、<u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項の規定により、</u> 保育園を設置する。</p> <p>(入園の要件)</p> <p>第4条 保育園に入園できる子どもは、<u>子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条の規定に該当する子ども</u> とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 省略</p> <p>別表（第3条）</p> <table border="1" data-bbox="1176 1193 2098 1433"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>君津市立久保保育園</td> <td>君津市台2丁目15番16号</td> </tr> <tr> <td>君津市立上湯江保育園</td> <td>君津市上湯江1, 716番地の1</td> </tr> <tr> <td>君津市立常代保育園</td> <td>君津市常代2丁目15番1号</td> </tr> <tr> <td>君津市立中保育園</td> <td>君津市中島252番地の1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	君津市立久保保育園	君津市台2丁目15番16号	君津市立上湯江保育園	君津市上湯江1, 716番地の1	君津市立常代保育園	君津市常代2丁目15番1号	君津市立中保育園	君津市中島252番地の1
名称	位置																
君津市立みふねの里保育園	君津市貞元323番地1																
君津市立中保育園	君津市中島252番地の1																
名称	位置																
君津市立久保保育園	君津市台2丁目15番16号																
君津市立上湯江保育園	君津市上湯江1, 716番地の1																
君津市立常代保育園	君津市常代2丁目15番1号																
君津市立中保育園	君津市中島252番地の1																

省略

備考 子育て支援拠点事業を実施する保育園は、次に掲げる保育園とする。

(1) 君津市立みふねの里保育園

(2) 君津市立小櫃保育園

省略